

千曲市社会福祉協議会移送自動車貸し出しサービス事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が車椅子のまま搭乗できる自動車と寝たきりの人がストレッチャーのまま搭乗できる自動車を貸し出すことにより日常生活等の便宜を図ることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 利用できる者は、千曲市在住でかつ、次の各号の何れかに該当する者とする。

- (1) 身体的な障害、高齢等により歩行が困難な者
- (2) その他、社協会長（以下「会長」という。）が利用を必要と認めた者

(利用期間等)

第3条 利用できる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、利用後は、速やかに返却しなければならない。

2 利用できる日は、年末年始等で本会が車両管理できない日を除く日とする。

(利用できる距離)

第4条 利用できる距離は、150キロメートル以内とする。

(利用の回数)

第5条 利用できる回数は、1か月5回以内とする。

(登録)

第6条 利用者は、別表のとおり社協賛助会員（単年度）の加入とともに「移送自動車貸し出しサービス事業利用登録申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び運転者の免許証の写しを添付し、会長宛に提出し登録するものとする。また、登録の運転者が変更となる場合は、その都度免許証の写しを提出するものとする。

2 登録申請受付は、指定の事業所窓口において平日午前9時から午後5時の間とする。

(申し込み)

第7条 利用の申し込みは、電話連絡等による予約制とし、利用予定日の1か月前から申し込みができる。ただし、利用の取り消し又は変更の場合は、速やかに社協に報告しなければならない。

(利用制限)

第8条 次の各号に該当する時は、貸し出しを制限することができる。

- (1) 車両に事故等の支障が生じたとき。
- (2) 申請書等に虚偽の記載および事故等の報告がなかったとき。

- (3) 営利活動、政治活動、宗教活動等車両貸し出しの目的から逸脱するとき。
- (4) 運転者が道路交通法により運転を制限されているとき。
- (5) 移送自動車貸し出しサービス事業実施要綱に違反したとき。
- (6) 会長が利用の制限を必要と認めたとき。

(個人情報保護)

第9条 申請書等における個人情報は、この事業目的以外には使用しない。

(利用料金)

第10条 利用料金は、無料とする。

(運転者)

第11条 運転者は、利用者の家族若しくは家族の依頼した者とする。

- 2 運転者は、常に交通規則を厳守するとともに利用後は、記録簿に所要事項を記載し、車両の点検、清掃して返却しなければならない。

(自動車事故)

第12条 運転者は、事故等が発生した場合は、所轄警察署に報告し、その立会いを受け、調査に応じ、事故証明書を受けるなど速やかに必要な処置をとるとともに社協へ報告しなければならない。

- 2 利用責任者が示談をした場合、社協は一切その責任を負わない。

(賠償責任)

第13条 車両の貸し出し期間中における事故等に係る損害は、運転者の責任において損害を賠償しなければならない。ただし、本会会長が必要と認めた場合は、当該車両が加入している自動車保険の範囲内において保険を使用することができる。

- 2 前項の保険を使用する場合であっても、修理に要する費用や保険料の増加分等を利用責任者に請求することがある。

(その他)

第14条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表) (第6条関係)

登録月	加入口数
4月～7月	5口
8月～11月	4口
12月～3月	3口

※社協賛助会費は1口1,000円